

電波伝搬障害防止制度について

～高層建築物の建築主の皆様へ～

電波伝搬障害防止制度とは、重要無線通信を行う無線回線が高層建築物等の建築によって遮断されるのを未然に防ぐことを目的としています。

伝搬障害防止区域内において、次に掲げる建築物等を建築しようとする建築主は、工事着工前に、その敷地の位置、高さ、高層部分（地表からの高さが31メートルを超える部分）の形状、構造及び主要材料などを書面により、総務省九州総合通信局に届け出る必要があります。

1. 地表からの高さが31メートルを超える建築物等の新築
2. 増築又は移築で、工事後に地表からの高さが31メートルを超える建築物等となるもの
3. 地表からの高さが31メートルを超える建築物等の増築、移築、改築、修繕又は模様替えにより、高層部分の位置、高さ、大きさ、形状、構造又は主要材料に変更を及ぼす範囲のもの

※電波伝搬障害防止制度についてのお問い合わせ・高層建築物等の届出

〒860-8795 熊本市春日2丁目10番1号

九州総合通信局無線通信部陸上課

電話番号 096-326-7859

※伝搬障害防止区域図の縦覧

- ・九州総合通信局のホームページ

<http://www.juran.denpa.soumu.go.jp/gis/index.html>

- ・長崎市建築指導課